

## 意見書

市議会は、国会や関係省庁などへ市民生活に関係のある問題について意見や要望を伝えるため、意見書を提出することができます。本定例会では3件の意見書が可決されました。要旨は次の通りです。全文は市議会ホームページの「会議結果」に掲載しています。

### ●ホームドアの設置と「内方線付き点状ブロック」の整備促進を〈全員賛成〉

視覚障がい者をはじめ、駅の利用者が安心してホームを利用できるよう、ハード、ソフト両面における総合的な転落事故防止対策の検討を急ぐとともに、ホームのさらなる安全性の向上に向け、全てのホームの危険箇所の実態調査を速やかにを行い、転落の危険性の高い駅は、ホームドアの速やかな設置を実現することや、全ての駅で「内方線付き点状ブロック」の整備を促進することを要請するものです。

### ●白タク行為を容認する規制改革の自粛を〈賛成多数〉

高齢化の進展に伴う移動制約者や外国人観光客の全国的な増加等により、自家用車を使用し有償で旅客を運送する行為(白タク行為)を容認するよう求める動きがあります。白タク行為を行う者には、道路運送法に基づく輸送の安全等に関する規定等が適用されないことから、白タク行為を容認する規制改革がなされると、利用者の安全・安心が担保されない事態が常態化することになるため、白タク行為を容認する規制改革を自粛するよう要請するものです。

### ●国会における憲法論議の推進と慎重かつ冷静な国民的議論を〈賛成多数〉

現憲法は、今日に至るまでの約70年間、一度の改正も行われておらず、この間、我が国をめぐる内外の諸情勢に大きな変化が生じています。憲法について、直面する諸課題に対し国家と国民の安全・安心を確保し、環境、福祉の向上を図る内容であることが強く求められており、主権者である国民が幅広く議論し、その結果が反映されるべきであるため、国会において活発かつ広範な議論を推進するとともに、慎重かつ冷静な国民的議論を促すことを要請するものです。

## 請願 今回の定例会で結論が出た請願

**採 択** ○西鉄天神大牟田線井尻地区における連続立体交差化の早期実現について

元議員、小石原 淳一氏(72歳)が平成28年10月30日に逝去されました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

お読みになったご感想やご意見をお寄せください。

〒810-8620 議会事務局調査法制課

※住所(福岡市中央区天神一丁目8番1号)は省略できます。

☎ 711-4749 FAX 733-5869

✉ chosa.CCS@city.fukuoka.lg.jp

HP <http://gikai.city.fukuoka.lg.jp/>

YouTube YouTube福岡市議会チャンネル  
<https://www.youtube.com/user/fukuokashigikai>

Twitter 福岡市議会Twitter  
<https://twitter.com/fukuokashigikai>

福岡市議会だより次号は、5月1日発行予定です。

ホームページ YouTube Twitter



再生紙を使用しています。

## 決算特別委員会の審査から

平成27年度の決算を審査するため決算特別委員会が10月5日から21日まで開かれました。市長から提出された決算関係議案は決算議案22件、関連議案3件の計25件(一般会計1件、特別会計17件、公営企業会計7件)です。総会や分科会で審査した結果、全ての決算関係議案を全員賛成または賛成多数で認定・可決すべきものと決定し、12月定例会に報告しました。



### 各会派の討論の立場

- 自由民主党福岡市議団、公明党福岡市議団、福岡市民クラブ、みらい福岡市議団、福岡維新の会  
決算関係議案25件全てに賛成
- 日本共産党福岡市議団  
一般会計、特別会計14件(後期高齢者医療など)、公営企業会計5件(下水道事業など)に反対
- 緑と市民ネットワークの会  
一般会計、特別会計12件(後期高齢者医療など)、公営企業会計3件(下水道事業など)に反対

### 主な意見・要望 決算特別委員会委員長から議会に報告された主な意見・要望は次の通りです。

#### ●政策推進と行財政改革

農林水産業をはじめ、足元の資源を活用した産業を見直し、予算の選択と集中を行うべき。

#### ●政策推進と行財政改革

大型開発優先ではなく、暮らし、福祉、教育が優先される市政へ転換すべき。

#### ●政策推進と行財政改革

生活の質が低下していることを直視し、住民の福祉の増進を基本とする行政運営にすべき。

#### ●財政健全化

未収金の回収等による収納率向上、民営化や民間委託による経費削減など、歳入、歳出両面でさらに取り組むべき。

#### ●天神ビッグバン

住民や中小業者追い出し等の弊害が生じるとともに、インフラ整備等に伴い、市民に莫大な借金を押しつけることから、やめるべき。

#### ●憩いとくつろぎのある都心づくり

天神ビッグバンなどの機会を捉え、ベンチなどの休憩施設設置に積極的に取り組むべき。

#### ●使用料や手数料などの債権管理

徴収強化の取り組みを検討するとともに、債権放棄する際には全庁統一に取り組むべき。

#### ●公有財産

固定資産台帳など財務書類の整備により、資産情報の見える化や未利用地の活用等を進めるべき。

#### ●ふるさと納税

ふるさと応援寄付について、福岡城や美術館のみではなく文化財を包括するなど、分野ごとに寄付先を選ぶよう見直すべき。

#### ●公民館

主催事業や地域団体、サークルの活動が活発に行われることが大切であり、今後も重要な役割を果たすよう支援すべき。

#### ●消費生活行政

消費生活センター相談員の業務量に見合った要員配置など、本市が主体的に取り組むべき。

#### ●震災発生に備えた都市機能の強化

市民をはじめ、滞留者、来訪者の生命と財産を守るため、さらなる防災、減災対策に取り組むべき。

#### ●原子力災害対策

対策が不十分な中、原発は再稼働すべきでない。

#### ●レベルファイブスタジアム

ラグビーワールドカップの成功に向け、施設、設備の改修に着実に取り組まれない。

#### ●幼児教育の環境

家庭内保育児童の学びや社会性を育むため、こども

プラザの活動内容を積極的に情報発信すべき。

#### ●超高齢社会への対応

今後10年間の急速な高齢化の進展に対応するため、今から有効な施策を講じるべき。

#### ●日常生活用具

高度・重度難聴児・者の人工内耳の更新費用や電池代を対象にするなど、公費助成を拡充すべき。

#### ●特別支援教育支援員制度の充実

発達障がいのある児童生徒が、充実した学校生活を送るために重要な役割を果たす支援員の増員等を検討すべき。

#### ●不登校児童生徒への支援

適応指導教室については、不登校児童生徒を取り巻く環境について検証し、今後の受け入れ態勢を充実させたい。

#### ●アートを生かしたまちづくり

本市が所有する美術作品を活用した芸術祭の開催などを積極的に検討し、文化振興および地域活性化につなげるべき。

#### ●博多港

アジア、世界とのゲートウェイ機能を高め、九州全体の成長を促進するという公約を守り、強化を図るべき。

#### ●市営渡船の精神障がい者への運賃割引

真の意味でのユニバーサル都市・福岡を実現するため、早期に実施すべき。

#### ●市内産農林水産物を活用した特産品づくり

MICEの発展や漁業者、農業者の担い手育成につなげるとともに、広報を充実すべき。

#### ●水産業の振興施策

鮮魚市場の整備、若年層を対象とした魚食普及など、予算確保も含めた総合的な支援を推進すべき。

#### ●南区の交通アクセス

西南部方面から大橋地区へのバスの増便を西鉄に求めるとともに、行政主体の地域循環バス等の運行を検討すべき。

#### ●都心循環BRT

効果の検証結果を市民に明らかにしながら検討を進めるとともに、他の公共交通機関への影響に十分配慮すべき。

#### ●福岡城再整備

地下鉄を活用した広報などを検討するとともに、建造物の修理や復元などの状況を広く周知すべき。

#### ●温暖化対策と緑のまちづくり

温暖化の影響に対応するため、全庁一丸となって対策を進めるとともに、緑豊かなまちづくりに取り組むべき。

決算特別委員会総会の録画映像を、市議会ホームページやYouTube福岡市議会チャンネルに掲載しています。

※決算のあらまし・詳細については、市議会ホームページ(「市議会★情報BOX」の「福岡市議会関係資料」)や市ホームページ(「市政情報・市民参加」の「財政・市債・公売」)、区役所、情報プラザ等で閲覧できます。

## 12月定例会で成立した議員提案による条例

### ●福岡市空家等の適切な管理に関する条例(平成29年4月1日施行)

この条例は、議員提案され平成26年に施行された「福岡市空き家の倒壊等による被害の防止に関する条例」(以下「改正前の条例」といいます。)を全面的に改正するもので、平成27年に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」と一体的な空家等対策を講じ、安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とするものです。

改正の主な内容は次の2点です。

- ①管理不全な状態にある空家等の所有者に対して、市長は、法律による措置の対象(著しく周辺に悪影響を及ぼす空家等)となる前から、早期に指導や勧告を行うことができます。
- ②改正前の条例は、建物の倒壊等のおそれがある空家のみが指導や勧告の対象となっていました。今回の改正により、ごみ等の放置により臭気やねずみ等が発生している、草木に覆われて景観を損なっている、立木の倒壊等により枝等が散らばっているなどしている空家やその敷地なども指導や勧告の対象となります。

次の議会(定例会)は2月20日開会予定です。日程は市役所・区役所・出張所・地下鉄駅構内のポスター、市議会ホームページやYouTube、Twitterに掲載します。